

令和3年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の経済的な負担を軽減し、若年層及び市外からの定住促進、住宅建築の促進による消費需要の拡大並びに景気浮揚による寒河江市の活性化を図るため、市内に定住する方が住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅の増改築工事若しくは修繕工事を行う際の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世代 平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯又は子の出産の予定がある女性がいる世帯で当該子の父親若しくは母親である者
- (2) 県内からの定住者 単身世帯を除く市内への定住者（以下「市内への定住者」という。）で1年以上連続して県内に住所を有する者又は令和2年4月1日以降の市内への定住者で転入前1年以上連続して県内に住所を有する者
- (3) 県外からの定住者 市内への定住者で1年以上連続して県外に住所を有する者、令和2年4月1日以降の市内への定住者で転入前1年以上連続して県外に住所を有する者又は令和2年4月1日以降の市内への定住者で転入前1年未満の間県内に連続して住所を有し、かつ、県内転入前1年以上連続して県外に住所を有する者
- (4) 住宅 市内に存する住宅で自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をい

う。

(5) 新築工事等 市内に定住する者が行う住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅の増改築工事若しくは修繕工事をいう。

(6) リフォーム等工事 別表第1に掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって第5条に定める要件に該当するものをいう。

ア 住宅の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

イ 住宅に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）

(7) 契約 住宅新築工事若しくはリフォーム等工事に伴う工事請負契約又は建売住宅購入若しくは中古住宅購入に伴う売買契約のことをいう。

(8) 工事の着手 新築は、住宅に係る基礎の掘削工事に着手した時点、リフォーム等工事は、工事を開始した時点をいう。

(9) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

(10) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

（事業の区分）

第3条 寒河江市子育て定住住宅建築事業の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子育て世代支援タイプ

(2) 子育て世代定住者支援タイプ

(3) 定住者支援タイプ

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 子育て世代支援タイプ補助対象者

ア 子育て世代で令和3年4月1日以降に、住宅新築工事を行う市内在住の者又は建売住宅若しくは中古住宅を購入する市内在住の者

イ 補助対象者及び契約予定者全員に市税等の滞納がない者

(2) 子育て世代定住者支援タイプ補助対象者

ア 子育て世代で県内又は県外からの定住者

イ 令和3年4月1日以降に、新築工事等の契約を行う者

ウ 転入前の居住地の市町村において、補助対象者及び契約予定者全員に市税等の滞納がない者

(3) 定住者支援タイプ補助対象者

ア 県内からの定住者又は県外からの定住者

イ 前号イ及びウの条件を満たす者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金の交付は行わないものとする。

(1) 新築工事等に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に契約、着工、引渡し又は住所の異動を行った者

(2) 寒河江市住宅建築推進事業補助金、寒河江市木造住宅耐震改修事業補助金、山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金、地域型住宅グリーン化事業補助金、その他子育て定住住宅建築事業補助金との併用が不可能である補助金等の交付申請を同一年度に行う者

(補助対象条件)

第5条 補助対象となる条件は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 子育て世代支援タイプ補助対象者

ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある戸建住宅を新築又は同一規模の建売住宅を購入すること。

イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築又は同一規模の建売住宅を購入すること。

ウ 市内の中古住宅を購入すること。

(2) 子育て世代定住者支援タイプ及び定住者支援タイプ補助対象者

ア 前号ア、イ又はウに掲げる条件を満たすこと。

イ 定住予定の既存住宅のリフォーム等工事を行う者。ただし、工事の内容は、別表第1に定めるところにより付した点数の合計が10点以上となる工事であり、かつ、県内業者と請負契約を結ぶものであること。

2 補助対象者のうち別表2に規定する加算を受ける者は、平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯又は子の出産の予定がある女性がいる世帯で、当該子の人数が二人以上の世帯とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象工事費及び購入に要する費用は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 補助対象工事費及び購入に要する費用は、土地購入費を含まないものとする。

4 補助金の額の算定に当たっては、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第7条 補助金等交付申請書は、規則第5条の規定にかかわらず、令和3年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書

」という。)によるものとする。

2 申請書は、当該申請に該当する新築工事等の契約を行う前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅新築工事及びリフォーム等工事の場合は、建築工事見積書等の写し
- (2) 建売住宅購入の場合は、建売住宅売買見積書等の写し
- (3) 中古住宅購入の場合は、中古住宅売買見積書等の写し
- (4) 写真（着工前写真）
- (5) 居住予定者の住民票謄本（続柄記載のもの）
- (6) 契約予定者全員の納税証明書
- (7) 位置図
- (8) 平面図等
- (9) 母子健康手帳（子育て世代支援タイプで子の出産の予定がある女性がいることが条件となる場合のみ）
- (10) アンケート
- (11) リフォーム等工事を実施する場合は、令和3年度工事基準点算出表（様式第2号）
- (12) リフォーム等工事に県産木材を使用した場合は、令和3年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第3号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助事業等の変更等）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の内容の変更又は取下げについて承認を受けようとする者は、令和3年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次

に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第3条に掲げる区分の変更に伴う補助金額の変更
- (2) 第5条第1項第1号ア又はイに係る延べ床面積の変更
- (3) 第5条第2項の規定による補助金額の変更

(工事完了報告)

第9条 実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、令和3年度寒河江市子育て定住住宅建築事業工事完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、新築工事等の引渡し等が完了した日から20日を経過した日又は補助金申請年度の2月10日のいずれか早い日までに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住宅新築工事及び建売住宅を購入した場合

ア 引渡確認書（様式6号）

イ 完成住宅全景写真

ウ 新たに転居又は転入した先の住民票謄本（続柄記載のもの）

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

オ 建築工事請負契約書の写し又は建売住宅売買契約書の写し

カ 建築工事請負契約書又は建売住宅売買契約書の変更があった場合はその写し

キ 対象工事費又は購入費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

ク 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(2) 中古住宅を購入した場合

ア 引渡確認書（様式7号）

- イ 中古住宅全景写真
- ウ 新たに転居又は転入した先の住民票謄本（続柄記載のもの）
- エ 中古住宅売買契約書の写し
- オ 中古住宅売買契約書の変更があった場合はその写し
- カ 購入費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）
- キ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(3) 既存住宅のリフォーム等工事をした場合

- ア 既存住宅の建築工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- イ 新たに転居又は転入した先の住民票謄本（全員のもの）
- ウ 建築工事請負契約書の写し
- エ 建築工事請負契約書の変更があった場合はその写し
- オ 対象工事費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）
- カ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- キ 県産木材を使用した工事に該当する場合は、住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第3号）

（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点	
新生活様式	1-1 ※	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	1-2 ※	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	1-3 ※	タッチレス水栓器具設置を設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	1-4 ※	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	1-5 ※	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点	
	1-6 ※	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
減災・部分補強	2-1 ※	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-2 ※	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-4 ※	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-5 ※	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-6 ※	柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点	
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	3-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点	
	3-2 ※	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点	
	3-4 注1※	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点	
	3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
バリアフリー化	4-1 注1※	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点	
	4-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	4-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1) 注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点	
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点	
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点	
	4-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1) 注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点	
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点	
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	4-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事				
	(1) 注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点	
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点	
	4-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)				
	(1) 注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は2点/箇所	箇所	点		
4-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの					
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点		
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点		
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事		箇所	点		
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点		
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点		
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点		
4-8 注1※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点		
4-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
克雪化	5-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点	
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事				
			5m未満	5点/箇所	箇所	点
			5m以上	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事 (1階分につき5点)	5点/階	階分	点	
5-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの					
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点		
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点		
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
県産木材	6 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点	

●参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。
 注1・・・1m²に満たない工事は要件工事にはならない(1m²未満切捨て)
 注2・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない(100cm未満切捨て)
 注3・・・0.1m³に満たない工事は要件工事にはならない(0.1m³未満切捨て)

合計	点
----	---

別表第2(第6条関係)

第3条第1号から第3号に定める事業の区分

区分		住宅新築	建売購入	中古住宅購入	既存住宅 リフォーム工事
子育て世代 支援タイプ	市内在住の者	500千円	500千円	購入費の1/2 (上限500千円)	
子育て世代 定住者 支援タイプ	県内からの定住者 寒河江市外に1年以上 連続して居住 ※1 ※3	1,000千円	1,000千円	購入費の1/2 (上限500千円)	工事費の1/2 (上限500千円) ※4
	県外からの定住者 県外に1年以上連続 して居住 ※2 ※3	2,000千円	2,000千円	購入費の1/2 (上限1,500千円)	工事費の1/2 (上限1,500千円) ※4
(中学3年生 以下の子ども 又は妊婦が いる世帯)	加算を受ける者 中学3年生以下の 子ども(妊婦含む)が 二人以上の世帯	第二子以降一人につき100千円			
定住者 支援タイプ	県内からの定住者 寒河江市外に1年以上 連続して居住 ※1 ※3	500千円	500千円	購入費の1/2 (上限500千円)	工事費の1/2 (上限500千円) ※4
	県外からの定住者 県外に1年以上連続 して居住 ※2 ※3	1,000千円	1,000千円	購入費の1/2 (上限1,000千円)	工事費の1/2 (上限1,000千円) ※4

※1 令和2年4月1日以降に本市に転入する前の県内住所に1年以上連続している者も対象

※2 令和2年4月1日以降に本市に転入する前の県外住所に1年以上連続している者も対象

※3 申請者を含む2人以上の世帯員が市内に定住する者

※4 県内業者と請負契約を締結し、別表第1の右欄に定める点数の合計が10点以上となる工事